

平成28年度第3回横浜市入札等監視委員会の議事概要

【日 時】平成28年10月31日（月） 午後1時30分から4時30分まで

【場 所】関内中央ビル5階特別会議室

【出席委員】村上 政博委員長、尾関 幸美委員、清水 規廣委員、中道 徹委員、舟橋 和幸委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 1件 |
| (3) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 3件 |
| (4) 指名競争入札に係る抽出案件 | 1件 |
| (5) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無の確認をした結果、利害関係がある旨の申し出はなかった。

議題1－(1) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「高速横浜環状北西線（下谷本地区）街路整備工事（橋りょう上部工）（その2）」

委員：抽出理由の説明。

「WTO対象工事のうち、予定価格が最も高く、落札率も低い案件であるため。」

本市：抽出案件について説明。

委員：「落札率が低かった理由はどのようなものだと考えられるか。」

本市：「本工事はかなり大規模な橋梁工事であり、事業者にとって人気のある工事だったため、競争が激しくなったからだと考えられます。」

委員：説明を了承。

議題2－(2) 一般競争入札（条件付）（総合評価）に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「鶴見土木管内舗装補修（応急修理）工事（その2）」

委員：抽出理由の説明。

「総合評価案件のうち、落札率が最も高い案件であるため。」

本市：抽出案件について説明。

委員：「本工事は、総合評価落札方式だが企業の技術力に関する評価項目の設定がない。総合評価落札方式にするかどうかの判断はどのような考え方に基づいて行われるのか。」

本市：「近年は、企業の技術力だけではなく企業の社会性・信頼性なども評価に含めていこうという傾向があり、そうした傾向を踏まえて工事発注課が総合評価落札方式を

採用するかどうか判断しております。」

委員：説明を了承。

議題 2 - (3) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 3 件についての審議

抽出案件：1 「都市計画道路大田神奈川線（馬場地区）街路整備工事（その 1 4）」

2 「平成 2 8 年度漏水補修工事」

3 「新吉田第二小学校ほか 2 校外壁改修その他工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 都市計画道路大田神奈川線（馬場地区）街路整備工事（その 1 4）
「一般競争入札（条件付）のうち予定価格が最も高く、事業者を求める工事実績が特殊な案件であるため。」
- 2 平成 2 8 年度漏水補修工事
「入札参加者数が 1 者で、事業者を求める工事実績が特殊な案件であるため。」
- 3 新吉田第二小学校ほか 2 校外壁改修その他工事
「落札率が高く、「地域貢献」に関する入札参加資格を求めたインセンティブ発注の案件であるため。」

本市：抽出案件について説明。

委員：「「都市計画道路大田神奈川線（馬場地区）街路整備工事（その 1 4）」について、入札した 6 者のうち、4 者が最低制限価格未満の金額で入札したために失格となっている。工事の品質確保が目的というのは理解できるが、最低制限価格を下回ると一律に失格にしてしまうのではなく低入札価格調査制度を活用するなどの運用は考えられないのか。」

本市：「本市では、工事の入札のうち WTO 対象と総合評価落札方式の案件に低入札価格調査制度を採用し、それ以外の入札案件に最低制限価格制度を適用しています。

以前、条件付一般競争入札の工事案件でも低入札価格調査制度を適用していたことがありますが、結果として低入札価格調査の対象となる案件が多数発生しました。

また、低入札価格調査を行って落札候補者が失格だった場合には、次順位の入札者に対してまた調査が必要となって入札手続きに時間がかかり、工事の施工開始時期に影響が出る場合もあります。

そうした状況を踏まえた制度の見直しなど様々な試行錯誤をした結果、現在の制

度を採用しております。今後も状況に合わせた制度運用に努めていきたいと考えております。」

委員：「平成28年度漏水補修工事」について、入札参加者数が1者だった原因はどんなものだと考えられるか。」

本市：「本工事は地下鉄のトンネル工事で、地下鉄が営業していない深夜から早朝にかけての工事となるため、業者からはあまり人気のない案件であるためだと考えられます。」

委員：説明を了承。

議題2-(4) 指名競争入札に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：「本牧ふ頭A突堤岸壁補修工事（その4）」

委員：抽出理由の説明。

「特殊工事（乾式吹付け）に関する指名競争入札の案件であるため。」

本市：抽出案件について説明。

委員：「本工事を指名競争入札で発注した理由は何か。一般競争入札とした上で、入札参加資格として「乾式吹付け工の施工可能な事業者」という資格を設定しても良かったのではないか。」

本市：「本工事は専門性が高く施工可能な事業者が限定されてしまうため、指名競争入札で発注しました。」

「乾式吹付け工の施工可能な事業者」という入札参加資格を設定して一般競争入札とすることも可能ですが、あらかじめ参加可能事業者が限られている場合には、指名競争入札のほうがより多くの事業者に入札に参加してもらえるだろうという理由から指名競争入札としました。事業者からみると、一般競争入札の場合は横浜市報調達公告版に載っている発注情報を見て発注案件に気づきますが、指名競争入札の場合は事業者が指名されるので、より発注案件に気づきやすい特徴があります。」

委員：説明を了承。

議題2-(5) 随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事（その4）」

2 「消防救急アナログ無線撤去工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事（その4）
「随意契約のうち契約金額が最も高い案件であるため。」
- 2 消防救急アナログ無線撤去工事
「特殊な施工内容の案件であるため。」

本市：抽出案件について説明。

委員：「南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事（その4）について、同工事（その3）の仮契約の相手方のJVからの申し出で仮契約を解除したとのことだが、それによって違約金や横浜市に対する金銭的な損害などは発生しなかったのか。」

本市：「仮契約は判例上あくまで契約の予約であり、違約金は発生しませんでした。
また、工事の着手前に仮契約解除をしており、市民生活への影響や本市への金銭的な損害がないよう工事の発注内容などを見直しました。金銭的な損害は出ておらず損害賠償の請求も行っていない。」

委員：説明を了承。

議題3-(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題3-(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題3-(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続きの運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。